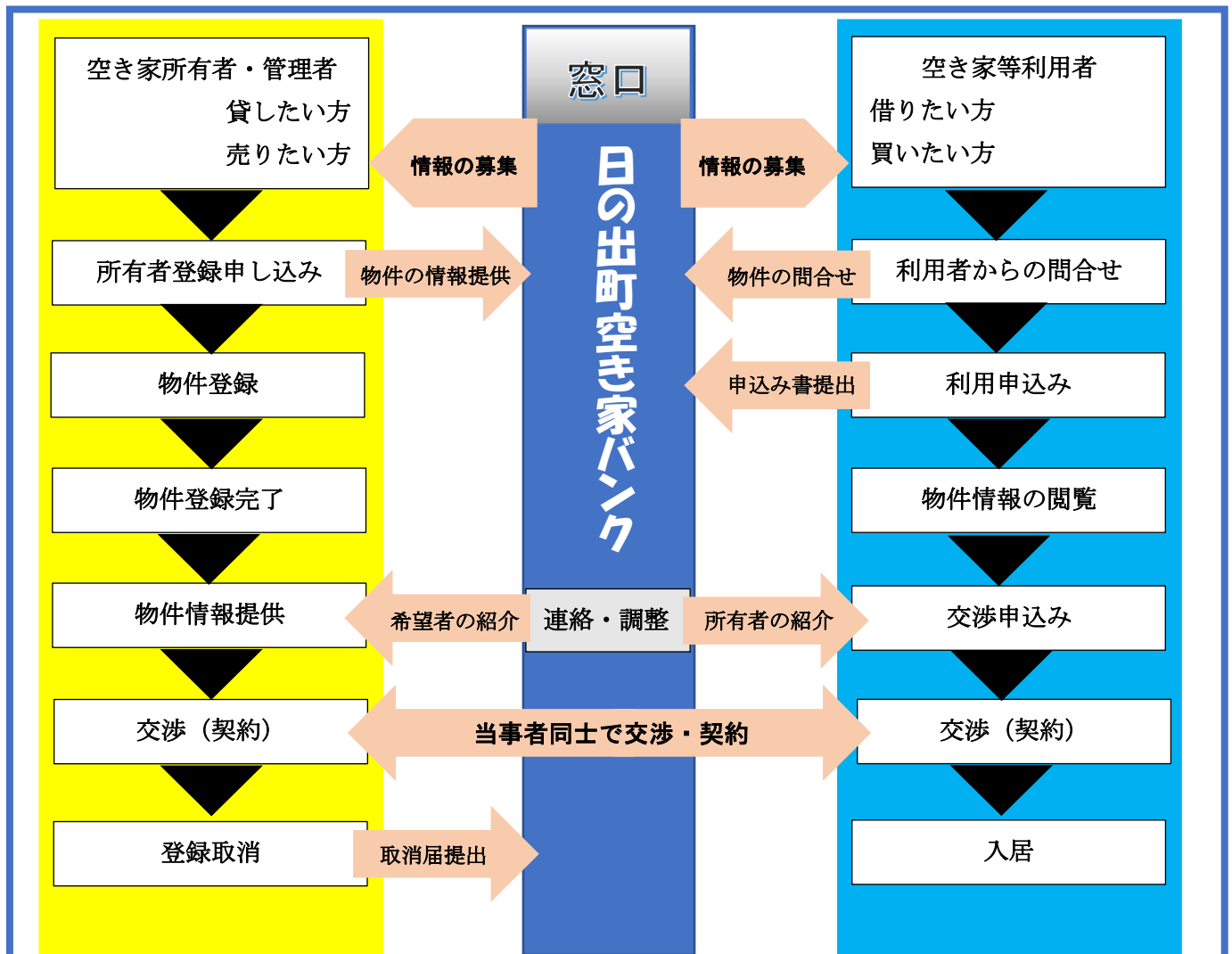


日の出町空き家バンクについて



【申請にあたっての注意事項】

※日の出町では、情報の紹介や必要な連絡調整は行いますが、空き家所有者等と利用希望者間で行う物件の賃借に関する交渉、契約等についての仲介行為は行いません。交渉、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間での解決をお願いいたします。

【空き家バンク登録物件の補助制度について】

日の出町空き家活用支援事業

空き家の利活用、若い世代が移住・定住することを目的として、空き家バンクに登録する方へ家財道具等の整理、空き家バンクに登録した物件に移住・定住するリフォーム代等に関する経費を一部補助する。

・改修の経費の 1/2 を補助（限度額）50 万円）

【お問い合わせ先】 〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
まちづくり課 都市計画係 T E L 042-588-5114 E メール
machi@town.hinode.tokyo.jp